

<し尿等処理基本計画>

＜し尿等処理基本計画＞

1 基本理念

下水道認可区域外や地形的な問題等で下水道に接続できない世帯・事業所等の汲み取り便所及び浄化槽等について、安定的なし尿及び浄化槽等汚泥の処理を行います。

また、災害時に地域防災拠点に設置される仮設便所について、衛生的かつ迅速なし尿収集の実施に必要な体制を整えます。

2 計画目標等

(1) 計画期間

本計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までとします。

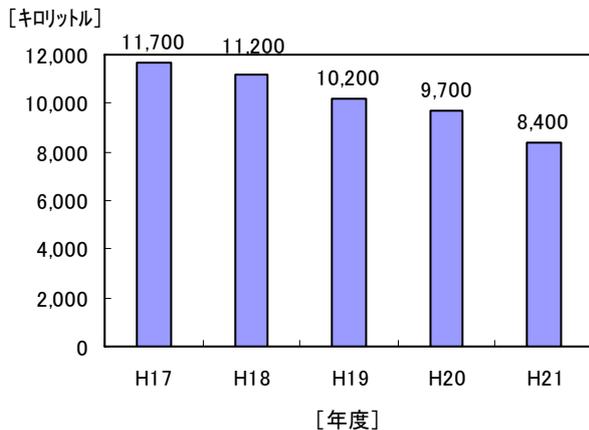
また、本計画は、概ね 5 年を目途として改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

(2) 処理量の将来見通し

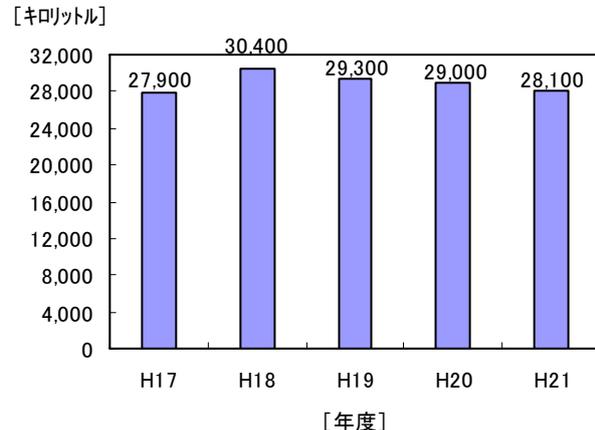
し尿処理量は減少傾向にあります（図1）、常設の汲み取り便所は、下水道認可区域内では減少する一方、認可区域外では現状どおり推移する見込みです。また、工事現場等の仮設便所は、景気動向等により変動すると考えられます。

浄化槽等汚泥処理量も減少傾向にあり（図2）、浄化槽汚泥は、下水道認可区域内では減少、認可区域外では横ばいの見込みです。また、全処理量の 1 割を占める地下排水槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥は当面横ばいで推移すると見込まれますが、将来的にはディスポーザ排水処理システムの普及に伴い増加も予想されます。

【図 1 し尿処理量の推移】



【図 2 浄化槽等汚泥処理量の推移】



(3) 処理施設の整備計画

収集運搬されたし尿・浄化槽等汚泥は、磯子検認所で前処理を行ったあと、下水処理施設に圧送しています。磯子検認所の安定的稼働を図るため、必要に応じて延命化、更新を検討していきます。

3 基本計画で取り組む具体的施策

(1) し尿処理

引き続き、概ね月 2 回を前提とした収集を行うことにより、衛生的な処理を図ります。

また、仮設便所については、利用者の申請に応じて迅速に収集を行います。

なお、現在は事業活動に伴う仮設便所について有料で収集していますが、下水道処理区域になって3年以上経過しても下水道に接続されない世帯・事業所等の汲み取り便所については無料で収集しています。このため、下水道処理区域の汲み取り便所について適正な受益者負担の在り方を検討していきます。

（２）浄化槽維持管理

浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう、浄化槽設置者及び浄化槽管理者に対して必要な指導を行うほか、大型浄化槽の水質検査等を実施します。また、浄化槽清掃業許可業者による清掃の実施及び発生汚泥の適正な処理を図ります。

（３）災害時のし尿対策

災害時は、地域防災拠点に設置された多数の仮設便所から衛生的かつ迅速にし尿を収集し、水再生センターへ運搬する必要があります。このため、し尿処理量は減少傾向にありますが、災害時に適切な対応が行えるよう、必要な体制を整備していきます。

また、地域の防災訓練等に積極的に参加し、災害時のし尿対策について情報提供や普及啓発を行います。

